

# 第16回成年後見制度利用促進専門家会議資料

令和6年8月2日  
金融庁

# 1. 後見制度支援信託・支援預貯金の普及

# 後見制度支援信託・支援預貯金の導入状況

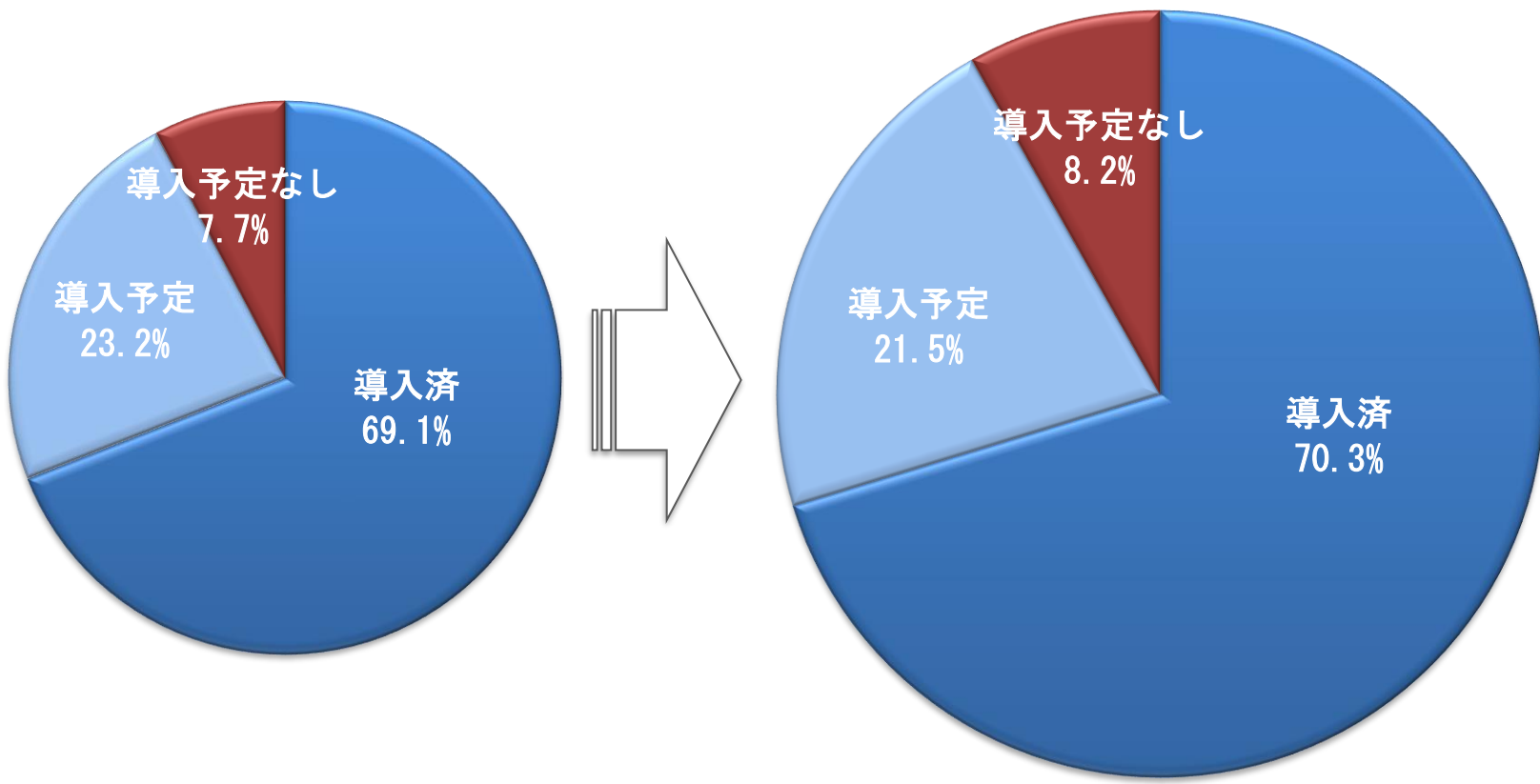
- 全預金取扱金融機関(1,142先)※を対象に、支援預貯金及び支援信託に係る導入状況の調査を実施。
- 令和5年3月末時点における、支援預貯金又は支援信託の導入割合は約70%と、導入済の金融機関は引き続き、増加している。【図表1】

※ネットバンク等の店舗窓口において現金を取り扱っていない金融機関及び業域・職域信用組合は除く。

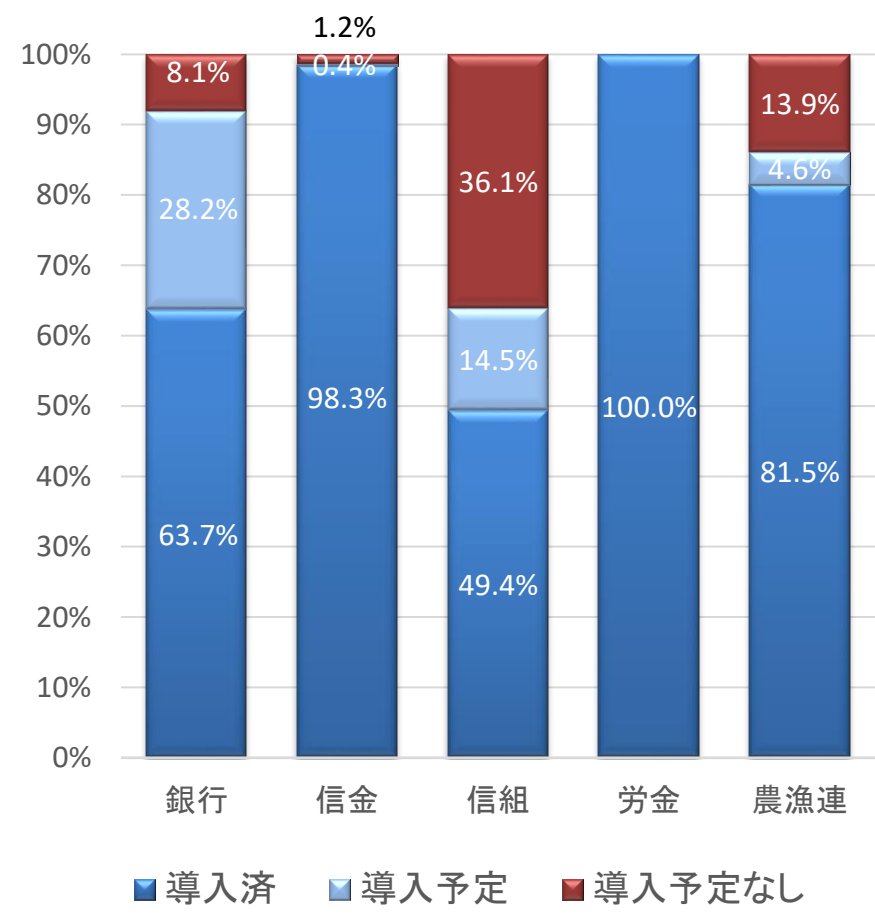
【図表1】支援預貯金・支援信託の導入状況

(令和4年3月末)

(令和5年3月末)



【図表2】業態別の導入状況

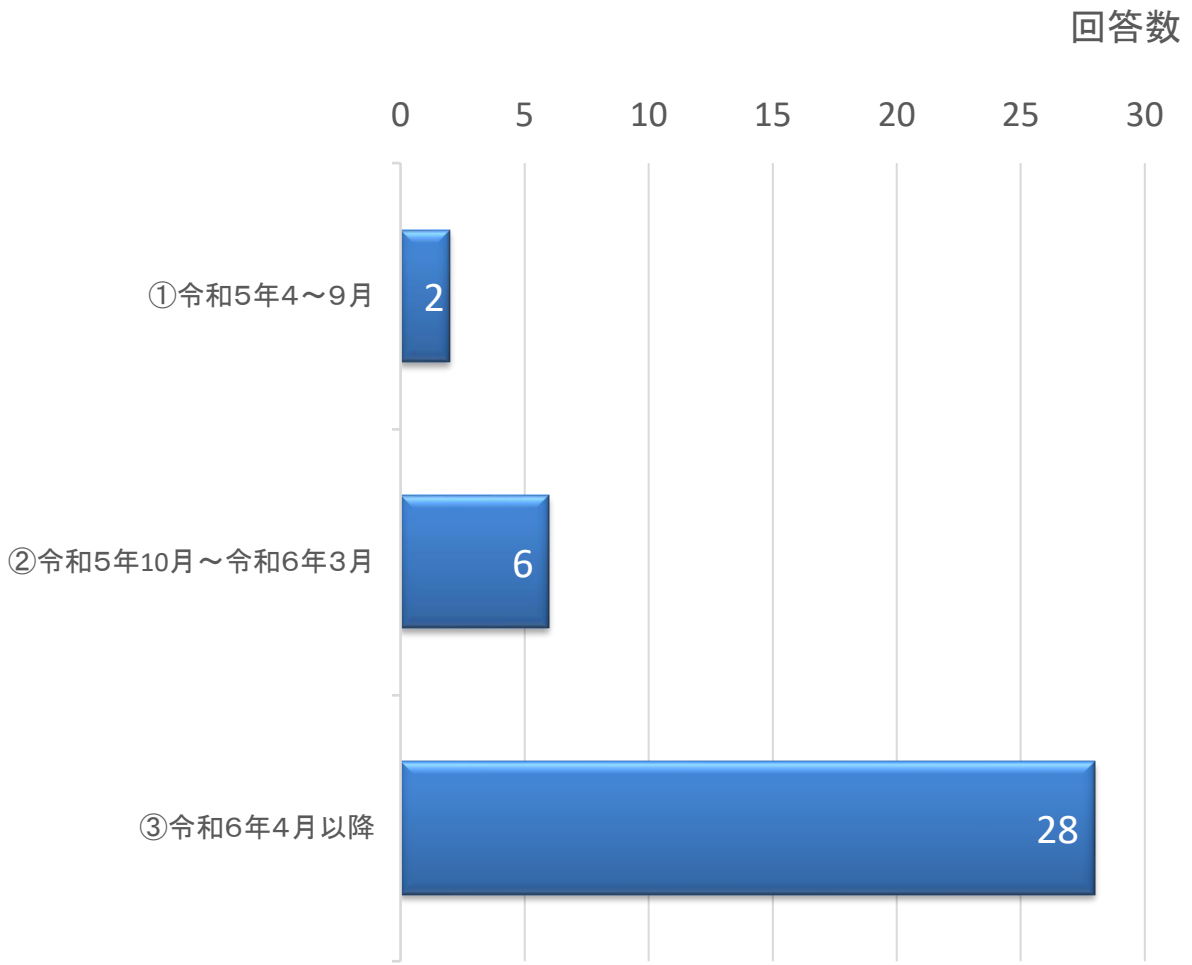


※図表1、2ともに個人預貯金残高ベースの割合

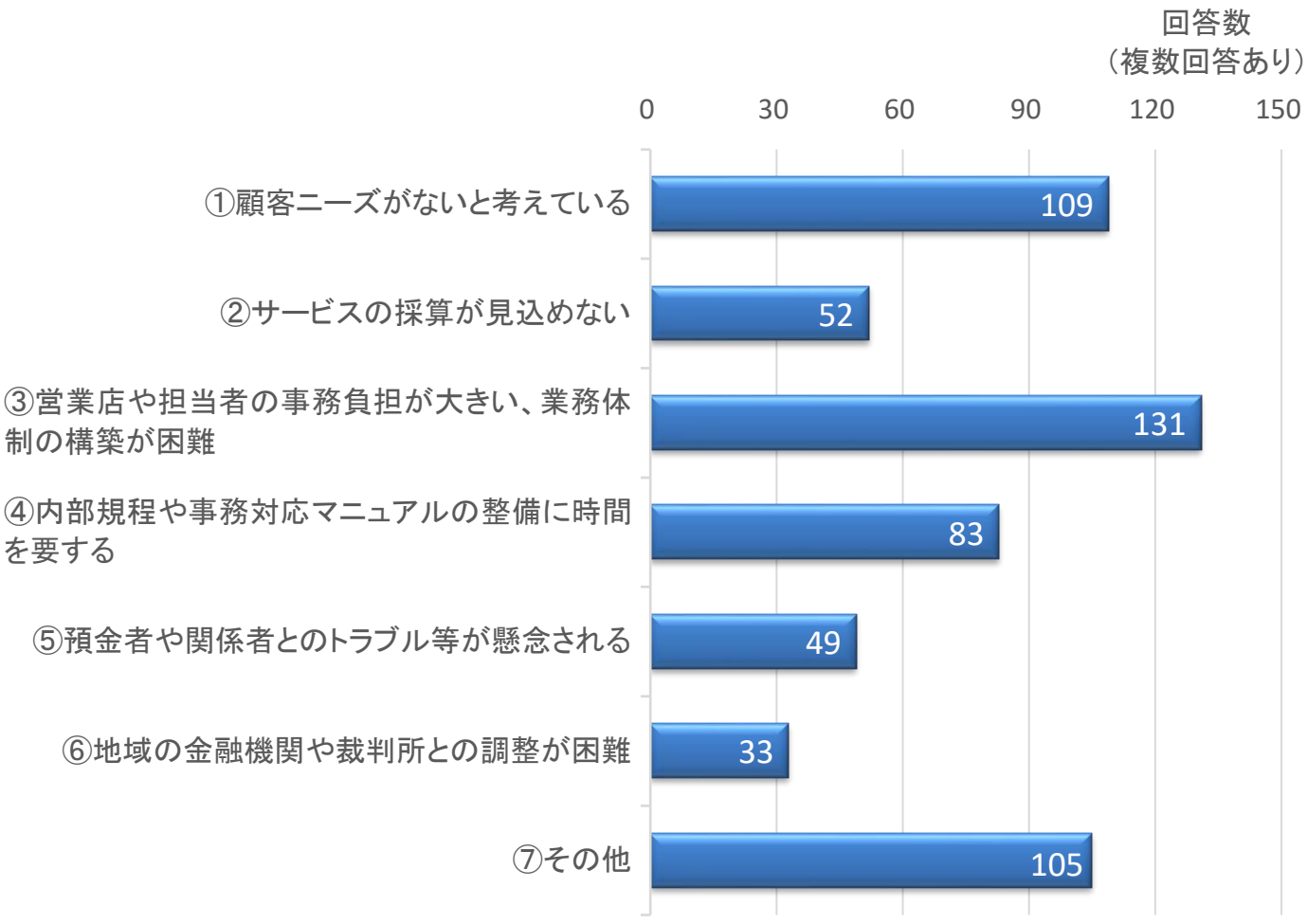
# 導入予定時期及び導入予定なしの理由

- 支援預貯金又は支援信託の導入を予定する金融機関のうち、8つの金融機関が令和5年度内に導入予定としているが、多くは令和6年度以降の導入を予定している。【図表3】
- 支援預貯金及び支援信託の導入予定なしと回答した理由として、「営業店や担当者の事務負担が大きい、業務体制の構築が困難」や「顧客のニーズがないと考えている」を挙げている金融機関が多い。【図表4】

【図表3】導入予定時期



【図表4】導入予定がない理由



## 今後の対応方針等

- 令和5年3月末時点において、「全預金取扱金融機関の個人預貯金残高に占める支援預貯金又は支援信託を導入済とする金融機関の個人預貯金残高の割合」は約70%と、引き続き、増加している。
- 他方、導入予定なしと回答した金融機関の多くは、業務体制の構築や内部規程等の整備が困難であるといった課題や、そもそも顧客ニーズがないと考えている状況。
- 上記については、業界団体等において、留意点や事務フローの整備、裁判所との調整など、加盟金融機関へのサポートの役割が期待されるところであり、金融庁としても、引き続き対応を促していく。
- 今後とも、関係省庁等と連携し、成年後見制度を利用者にとって安心かつ安全な制度とするため、各金融機関の支援預貯金・支援信託の導入を促していく。

## 2. 任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用の確保 に関する金融機関の取組

# 任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用の確保に関する金融機関の取組

- 全国銀行協会は『銀行と地方公共団体・社会福祉関係機関等との連携強化に関する考え方』を取りまとめ。（2021年2月）
  - ✓ 地域社会においては、それぞれの地域の特性を踏まえ、地方公共団体、社会福祉関係機関等が高齢者支援の仕組みを構築しており、銀行が社会福祉関係機関等と連携する際の参考となるよう、具体的な対応例等について整理。
  - ✓ 上記「考え方」を踏まえた、銀行における社会福祉関係機関等との連携の枠組みへの参加による高齢者等の権利擁護に関する取組において、任意後見制度の趣旨に沿った対応を行っている事例が存在。
- 金融機関における取組として、意思表示が難しくなった顧客に関して任意後見受任者に任意後見監督人の選任の申立てを促している事例や、公益社団法人との業務提携により任意後見制度を紹介している事例が見られる。
- 引き続き、地方公共団体・社会福祉関係機関等との連携を進めるとともに、任意後見制度の適切な運用確保に取り組んでいく。

## 社会福祉関係機関等との連携に係る具体的な対応例 （上記「考え方」より抜粋）

- 自らも地域の一員として、消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）や地域ケア会議といった、地域の関係機関や関係者が集まる協議体等へ参加するなどし、日常的に地域の関係機関や関係者との関係性を強化すること。
- 自らも当該地域における高齢者の見守りを担う一員として、地域の社会福祉関係機関等とも協議のうえ、当該地域における連携の仕組みづくりを進めること。

## 金融機関における任意後見制度の適切な運用確保に係る対応の事例

- 財産管理等委任契約および任意後見契約を結んでいる顧客に関して、顧客本人が意思を表示することが難しい状況であることを把握した場合には、任意後見受任者に対して任意後見監督人選任後に改めて手続きしていただきたい旨を案内しており、その結果として任意後見監督人の選任が申し立てられている。
- 任意後見委任者の意思能力が明確ではないとの情報を得た場合に、任意後見受任者に対して任意後見監督人の選任の申立てを促すことができるよう、研修資料等の充実により、窓口担当者の接遇スキルの向上を図っている。
- 公益社団法人と高齢者に関する身元保証や財産管理・任意後見サポートに関する業務提携を行い、同法人への紹介スキームを通じて、顧客に任意後見制度を紹介している。